

**野田市役所本庁舎 8 階高校生レストラン厨房機器等購入先事業者選定に係る  
公募型プロポーザル実施要領**

**第 1 購入の目的及び内容**

**1 事業概要**

**(1) 事業名**

野田市役所本庁舎 8 階高校生レストラン厨房機器等購入

**(2) 事業内容**

野田市役所本庁舎 8 階旧レストランについて、学校法人野田鎌田学園高等専修学校をパートナーに高校生レストランを開設するに当たり、厨房機器及びパントリー用物品の購入するもの。

**(3) 履行期限**

令和 8 年 1 月 3 1 日（土）まで

**(4) 事業費の上限額**

8, 5 0 0 千円（消費税及び地方消費税込み）

※上限額を超えた場合は、失格とする。

**2 参加資格の要件**

プロポーザルに参加できる者は、公開開始の日から契約締結までの日において、次のすべての要件を満たすこと。

(1) 本市において物品（業種（大分類）で厨房機器）の入札参加資格業者名簿に登録されていること。

(2) 本実施要領の公表の日から本事業の契約締結の日までの間に野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成 5 年 7 月 2 0 日制定）又は野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 1 2 年 5 月 1 1 日制定）の規定による指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(4) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者であること。

(5) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 野田市暴力団排除条例（平成 23 年野田市条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条例第 9 条に規定する暴力団密接関係者と認められる者でないこと。

(7) 千葉県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 4 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がないこと。

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判

所からの更生手続開始決定がなされていること及び民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

- (9) 手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年を経過していること又は当該入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出していないこと。

## 第2 応募の手続等

### 1 基本的な考え方

選定に当たっては、企画提案方式により、提案の内容及び応募者の実績、経営基盤等を総合的に審査し、最も優れた評価を得た応募者を事業者として決定する。

### 2 応募の手続等

#### (1) 事務局

事務局は、次のとおりとする。

|         |                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局     | 野田市総務部管財課                                                                          |
| 所在地     | 〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1                                                            |
| 電話      | 04-7199-4958 (管財課管財係直通)                                                            |
| メールアドレス | <a href="mailto:kanzai@mail.city.noda.chiba.jp">kanzai@mail.city.noda.chiba.jp</a> |

#### (2) スケジュール

スケジュールは、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

| 事 項                  | 日 程                                    |
|----------------------|----------------------------------------|
| 実施要領・仕様書等の公表 (公告・HP) | 令和7年 9月19日 (金)                         |
| 質問書の提出期限             | 令和7年 9月29日 (月)                         |
| 質問書に対する回答期限          | 令和7年10月 1日 (水)                         |
| 参加申込書及び企画提案書の提出期限    | 令和7年10月 2日 (木) から<br>令和7年10月 8日 (水) まで |
| プレゼンテーション実施日         | 令和7年10月10日 (金)                         |
| 審査結果の通知              | 令和7年10月14日 (火) 頃                       |
| 契約予定日                | 令和7年10月17日 (金) 頃 (予定)                  |

### (3) 応募方法

#### ① 実施要領・仕様書の配布

配布期間 令和7年9月19日（金）から令和7年10月8日（水）まで

配布方法 市ホームページからダウンロードによる。

市ホームページURL

<https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/joho/1048995.html>

#### ② 質疑・回答

質疑は、質疑書（様式2）により電子メールにて事務局に送付すること。また、回答はとりまとめの上、市ホームページで公開する。

なお、公正を期するため、企画提案等に関する質疑は電子メールのみで受け付けし、電話などによる個別の質疑は受け付けない。

ア 受付期限 令和7年9月29日（月）午後5時まで

イ 回答日 令和7年10月1日（水）

ウ その他 電子メールにおける表題は、【質疑書：野田市役所本庁舎8階高校生レストラン厨房機器等購入】とし、様式2を添付の上、事務局宛てに送信すること。また、提出後は事務局に電話にて着信の確認を行うこと。発注者は誤信などトラブルの責任を負わないため、送信には十分に注意すること。

#### ③ 応募申込書及び企画提案書等の作成・提出

ア 本募集への参加を希望する事業者は、応募申込書（様式1）、申立書（様式4）及び企画提案書等を事務局まで直接持参又は郵送（事務局必着）により提出すること。

提出期限 令和7年10月2日（木）から

令和7年10月8日（水）午後4時まで（土日を除く。）

イ 持参する場合は、平日（土日を除く。）の午前9時から午後4時までの時間帯に提出すること。

ウ 郵送の場合は、書留郵便によることとし、封筒の表面に「野田市役所本庁舎8階高校生レストラン厨房機器等購入 応募申込書類在中」と朱書きすること。

エ 送付は、応募者負担とし、受取人払いについては、受け付けない。また、市は郵送中の遺失、破損、遅延などの責任を負わない。

#### 【添付書類】

納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）・国税の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書）・法人市民税の納税証明書（最新事業年度のもの）

### 【企画提案書等の提出】

応募者は、実施要領及び仕様書、質問の回答を熟読し、仕様書等の目的及び期待される効果等を踏まえ、次に掲げるものを「企画提案書」として提出すること。

また、様式は野田市ホームページからダウンロードすること。

提案書類は、「企画提案書（様式3）」、「事業者概要書（様式5）」、「事業計画書（様式6）」及び「見積書（様式7）」をまとめて1部の「企画提案書」とし、正本1部、副本7部を提出すること。

## 3 プレゼンテーションの実施

応募者を対象に次のとおりプレゼンテーションを実施する。なお、欠席した場合は、参加を辞退したものとみなす。

- (1) 実施日 令和7年10月10日（金）午後予定  
※ 開催日時等の詳細は、応募者宛てに通知する。
- (2) 実施場所 後日通知する。
- (3) 参加人数は4名までとする。なお、今後実務を担当することになる者を同席させること。
- (4) 1者の持ち時間は、プレゼンテーションに20分、質疑応答に20分の合計40分とする。なお、事前準備、後片付けの時間は含まない。
- (5) プレゼンテーションの際、プロジェクター、スクリーン及びケーブル（HDMI）は用意するが、それ以外の必要な機材は応募者が用意すること。
- (6) プレゼンテーションは、提出した企画提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。

## 4 審査及び選定方法

### (1) 選定方法

企画提案書の審査及び選定は、野田市役所本庁舎8階高校生レストラン厨房機器等購入先事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して、本実施要領で定めた基準及び審査方法により、企画提案書について総合的に審査を行い、その結果に基づいて最高得点者を本業務の契約候補者として選定する。なお、「企画提案書」を提出した者が1者の場合でも審査を実施し、選定の可否を決定する。

### (2) 審査基準

「野田市役所本庁舎8階高校生レストラン厨房機器等購入に関する公募型プロポーザル審査基準について」に従い評価、採点し、選定委員1名当たり160点満点、合計800点満点で各委員の総合評価点が最も高い得点を得た参加者を契約候補者として選定する。また、総合評価点の最高得点者が2者以上あるときは、「価格に関する事項」の評価点の高い者を第1位候補者とし、それも同点の場合は抽選とする。ただし、候補者となっても、見積書（価格評価点）以外の評価点（満点650点）の60%（390点）を超えない場合は失格とする。なお、審査基準は次のとおりとする。

## ア 評価内容と配点

|    | 評価項目                                      | 配点  | 評価基準                                                                                                |
|----|-------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 価格に関する事項（価格評価）                            | 30  | 見積価格が上限額の<br>95%以上 100%以内…C評価<br>90%以上 95%未満…B評価<br>85%以上 90%未満…A評価<br>80%以上 85%未満…D評価<br>80%未満…E評価 |
| 2  | 新品と中古品の割合は、適正なものとなっているか。                  | 20  | 中古可の商品のうち、新品の割合が<br>100%…A評価<br>50%以上 100%未満…B評価<br>50%未満…C評価                                       |
| 3  | 厨房機器等の設置に際し、転倒防止策を含め十分な安全対策を講じているか。       | 20  | 厨房機器の転倒防止策を講じている場合、C評価とする。                                                                          |
| 4  | 調理がしやすいよう提案がされているか。                       | 20  | 提案内容が妥当な場合、C評価とする。                                                                                  |
| 5  | 1年以上の長期の保証期間としているか。                       | 10  | 保証期間を1年としている場合、C評価とする。                                                                              |
| 6  | 厨房機器等に故障等が発生した場合、迅速に対応できるか。               | 10  | 対応が妥当な場合、C評価とする。                                                                                    |
| 7  | 中古品を納品する場合、新品と同等の性能が確保されているか。             | 10  | 同等の性能確保が妥当に説明されている場合、C評価とする。                                                                        |
| 8  | 円滑かつ効率的に業務を遂行できる業務管理体制・作業計画が検討されているか。     | 10  | 業務管理体制・作業計画が妥当なものとなっている場合は、C評価とする。                                                                  |
| 9  | レストラン従事者が円滑に厨房機器等を使用できるための支援体制づくりができているか。 | 20  | レストラン従事者が円滑に厨房機器等を使用できるための支援体制づくりが妥当なものとなっている場合、C評価とする。                                             |
| 10 | 公共施設での実績があるか。                             | 10  | 実績がある場合は、C評価とする。                                                                                    |
|    |                                           | 160 |                                                                                                     |

## イ 評価点

|   | 評価基準    | 得点     |        |        |
|---|---------|--------|--------|--------|
|   |         | 30 点満点 | 20 点満点 | 10 点満点 |
| A | 特に優れている | 30 点   | 20 点   | 10 点   |
| B | 優れている   | 24 点   | 16 点   | 8 点    |
| C | 標準的である  | 18 点   | 12 点   | 6 点    |
| D | やや劣っている | 12 点   | 8 点    | 4 点    |
| E | 劣っている   | 6 点    | 4 点    | 2 点    |

### (3) 失格要件

次の要件に該当すると認められる場合は、失格とする。

- ① 参加者が本要領において定める資格要件を満たしていない。
- ② 企画提案書等の内容及び本要領において定める要件を満たしていない。
- ③ 企画提案書等に不備（軽微な場合を除く。）又は虚偽の記載がある。
- ④ 2 案以上の企画提案が行われた場合
- ⑤ その他、選定委員会において不適当と認められた場合。
- ⑥ 見積書に記載された額が事業費の上限額を超えた場合。

### (4) 選定結果通知

選定結果は、応募者に対し、10 月 14 日頃に電子メールで通知する。なお、選定結果に対する一切の異議申立ては受け付けない。

### (5) 契約の締結

契約候補者と業務に係る随意契約の見積徴収、企画提案書、仕様書等の契約交渉を行うものとする。ただし、契約候補者に事故等があり、見積書等の徴収が不可能となったときは、次順位者を契約交渉、見積徴収の相手方とする。

## 5 その他

- (1) 審査書類等は、特別の場合を除き返却しない。また、審査書類は、原則非公開とするが、本案件に係る情報公開請求があった場合には、野田市情報公開条例に基づき開示する場合がある。なお、開示に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。
- (2) 提出期限以後の企画提案書の修正は、認めない。ただし、軽微な誤り等を修正するもので、本市が指示するものは除く。
- (3) 協力事業者等を置く場合は、協力事業者等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせないこと。
- (4) 応募申込後にやむを得ず応募申込を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式 8）を事務局に書面で提出すること。

## 6 問合せ先

野田市 総務部 管財課 管財係

所在地 〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1

電 話 04-7199-4958 (管財課 管財係 直通)

メールアドレス [kanzai@mail.city.noda.chiba.jp](mailto:kanzai@mail.city.noda.chiba.jp)